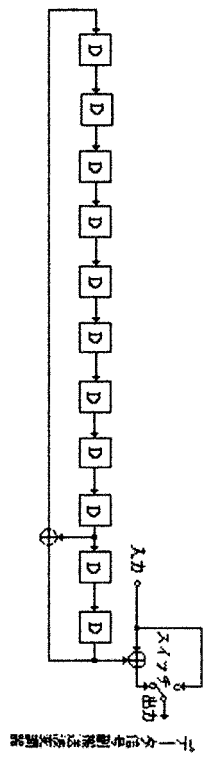
別表第五号（第16条第３項関係）



注１　Dは、１ビット遅延素子を表す。
２　⊕は、排他的論理和の演算素子を表す。
３　スイッチは、16ビットのフレーム同期符号を入力するときは上側に、その他のときは下側に接続するものとする。
４　フレーム行列の第１行第１列の符号が読み出されるとき、１ビット遅延素子の符号は上図の右側の１ビット遅延素子から順に「0100101100」とする。

別表第六号（第16条第６項関係）

周波数（kHz）	スペクトルの相対振幅
$-0.2R_s < f \leqq 0.2R_s$	1
$-0.8R_s < f \leqq -0.2R_s$ $0.2R_s < f \leqq 0.8R_s$	$\sqrt{0.5\left(1+\cos\frac{\pi(\lvert f \rvert / R_s - 0.2)}{0.6}\right)}$
$f \leqq -0.8R_s$ $f > 0.8R_s$	0

注１　fは、データ信号副搬送波からの差の周波数とする。
２　R_sは、データ信号副搬送波を変調する信号の伝送速度の２分の１（単位　kb／s）とする。
３　πは、円周率を表す。

○総務省令第九十四号

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百三十六条第１項の規定に基づき、衛星一般放送に関する送信の標準方式を次のように定める。

平成二十三年六月二十九日

総務大臣　片山　善博

衛星一般放送に関する送信の標準方式

（目的）

第一条　この省令は、放送法（昭和二十五年法律第百三十二号。以下「法」という。）第百三十六条第一項の規定に基づき、一二・二GHzを超え一二・七五GHz以下の周波数の電波を使用する人工衛星に開設する無線局を用いて行う一般放送の業務に用いられる電気通信設備（以下「衛星一般放送設備」という。）に適用される衛星一般放送に関する送信の標準方式を定めることを目的とする。

（定義）

第二条　この省令において使用する用語は、法、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）、放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）及び電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）において使用する用語の例による。

（送信の方式）

第三条　送信の方式は、次の各号に掲げるもののいずれかでなければならない。

一　超短波放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十六号）第九条から第十二条まで及び第十五条並びに標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十八号）第十八条第二項及び第三項、第十九条第一項から第三項まで、第二十条第一項及び第二項並びに第二十一条第一項（第一号を除く。）並びに超短波データ多重放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第九十号）第三条及び第四条に規定する方式であること。この場合において、次の表の第一欄に掲げる省令については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
超短波放送に関する送信の標準方式	第十二条第二項	疑似乱数符号重畳方式（標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式第二十一条第一項第一号に規定するスクランブルをいう。以下同じ。）	疑似乱数符号重畳方式（量子化された音声信号の標本値の符号系列に疑似乱数符号系列を重畳する方式をいう。）
		スクランブル（標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式第二十一条第一項第一号に規定するスクランブルをいう。以下同じ。）	スクランブル（国内受信者が設置するに受信装置によらなければ受信することができないようにするための措置をいう。以下同じ。）
	第十五条	関連情報（標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式第二十一条第一項第三号に規定する関連情報をいう。）	関連情報（国内受信者が有料放送の役務の提供を受け、又はその対価として有料放送事業者が料金を徴収するために必要な情報及びその他総務大臣が別に告示する情報をいう。）
		超短波放送により緊急警報信号を送る場合	緊急警報信号を送る場合
		この省令の音声信号に関する規定（第五条第一項及びスクランブルに係る音声信号に関する規定を除く。）	衛星一般放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第九十四号）第三条第一項においてこの省令及び標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十八号）の音声信号に関する規定（スクランブルに係る音声信号に関する規定を除く。）